

## (2) 課税対象とならない軽油に関する調

区	分	免税軽油使用者数等	数量 ( k L )
法第144条の5関係 (国外消費または 二重課税排除の ための課税免除)	輸 出	0	0
	課 税 済	44	42,523
	<b>小 計 (A)</b>	<b>44</b>	<b>42,523</b>
法附則第12条の2の7第 1項関係 (用途による課税免除)	船 舶	849	4,845
	自 衛 隊 ( 機 械 等 )	0	0
	鉄道用車両または軌道用車両	3	291
	農 業 等	5,890	4,043
	林 業 等	12	518
	セメント製品製造業 (生コンクリート製造業を除く)	16	257
	生コンクリート製造業	0	0
	電 気 供 給 業	1	3,384
	鉱物の採掘事業	28	3,509
	とび・土木工事業	9	687
	鉱さいバラス製造業	0	0
	港 湾 運 送 業	5	545
	倉 庫 業	1	1
	貨物運送取扱事業等	0	0
	航空運送サービス業	0	0
	廃棄物処理事業	5	115
	木 材 加 工 業	17	685
	木 材 市 場 業	4	53
	た い 肥 製 造 業	1	23
	索 道 事 業	6	71
<b>小 計 (B)</b>	<b>6,847</b>	<b>19,027</b>	
アメリカ合衆国軍隊関係	(C)	1	296
外国公館等の暖房用ボイラー関係	(D)	0	0
<b>合計 (A)+(B)+(C)+(D)</b>		<b>6,892</b>	<b>61,846</b>

(注)法附則第12条の2の7第1項関係の「免税軽油使用者数等」欄には、令和2年2月末日現在の免税軽油使用者数を記載した。